

人身傷害分野に取り組む弁護士のための医学研修 【頭部外傷編】

-2018-

MEDICAL LEGAL ACADEMY

In 東京
9.22 Sat 13:00~

人身傷害弁護士という専門性へ

弁護士法人サリュ
代表弁護士

弁護士 平岡将人氏



HIRAO
MASATO

昭和52年、埼玉県生まれ。中央大 法学部卒業後、平成18年弁護士登録時より弁護士法人サリュに在籍。第一東京弁護士会 所属 弁護士/埼玉弁護士会人権擁護委員会所属(副委員長)、元 第一東京弁護士会憲法問題 検討協議会委員、日本交通法学会 所属、経営法曹会議 所属

弁護士法人サリュ2代目代表として、全国9カ所に事務所を構え、交通事故分野並びに各種人身傷害分野で業界をリードする(詳細は中面インタビュー参照)。日本屈指の実力から、人身傷害分野での画期的・先進的な判例獲得により各種判例雑誌や新聞・テレビの取材も多数。事務スタッフの成長と活躍のための環境づくりなど組織力向上にも積極的に取り組み、全国数千社の中から「(社)船井財団のグレートカンパニーアワード2018働く社員が誇りを感じる会社賞」を受賞。

メディカルリサーチ(株)顧問医として、臨床のかたわら法曹と医学界との橋渡しに積極的に取組まれている。メディカルリサーチ(株)高次脳機能障害セミナー講師、(株)船井総合研究所法律事務所経営研究会交通事故後遺障害認定実務研修 高次脳機能障害編講師等、その明瞭な語り口と説明の切り口に定評がある。弁護士の意見書作成の実績も多数有し、多くの指示を集めている。

メディカルリサーチ株式会社
顧問医

脳外科医 中嶋浩二氏



NAKASHIMA
KOJI

昭和52年生まれ。平成14年大分医科大学医学部(現在の大分大学医学部)卒業同年医師免許取得、日本医事法学会会員。主な資格は日本脳神経外科学会認定専門医、日本プライマリ・ケア連合学会、代議員・認定医・指導医、日本脳卒中学会認定専門医

人身傷害分野に取り組む弁護士のための医学研修 お問い合わせNo.S034984

主催
明日のグレートカンパニーを創る
Funai Soken

TEL:0120-964-000 FAX:0120-964-111

平日9:30~17:30

24時間対応

●株式会社船井総合研究所 〒541-0041 大阪府大阪市中央区 北浜4丁目4-10 船井総研大阪本社ビル ●担当→日田

■WEBからもお申し込みいただけます。▶(船井総研ホームページ[www.funaisoken.co.jp]右上検索窓に『お問い合わせNo.を入力ください。)→ 034984

なぜ今、人身傷害弁護士が必要なのか？



日常生活において誰にでも起こりうる事故やそれによって発生するケガに、法律知識、特に損害賠償論と、医学的知見を動員し、個人にとって最適な解決を図るのが人身傷害弁護士です。欧米においてはpersonal injuryという名称で弁護士の一つの専門領域として完全に確立している一方、法律論を論じる上で医学的理解を必要とすることへのハードルの高さからか、日本の法曹会においてはまだまだ専門領域として志す弁護士が多くないカテゴリーとなっています。昨今、社会的情勢や保険商品の開発等により、同領域に注目が集まっています。

米国の弁護士業界にとっては拡大市場と目されるのが「人身傷害」領域 日本の人身傷害市場は年間約90万人

日本における人身傷害市場

	傾向	負傷者数	死亡者数
自動車事故	↗	520,000	1,050
重度の労働災害	↗	118,079	925
スポーツ事故	→	102,843	11
自転車事故	↑	75,000	450
バイク事故	↓	25,000	350
トラック事故	↘	16,000	330
介護施設での事故	↑	10,038	94
船舶・海に関する人身事故	→	2,600	1,100
学校での事故	→	431	63
医療事故	↑	352	281
鉄道に関する人身傷害事故	↘	350	300
合計		870,693	4,954

アメリカの調査機関であるIBIS Worldが2017年11月に発行した調査結果によると、米国におけるPersonal Injury Lawyers & Attorneysの市場は、直近1年では1%の伸びであり、**今後は増加トレンドである**ことが示されています。同市場は多くの産業とは異なり、マクロ経済の影響を全く受けず、むしろ増加トレンドとなる要因として、①高齢者人口の増加、②自動車利用数の増加、といったところを挙げています。

日本に目を転じてみると、左記のように、事故等によるケガとして統計数値を把握できるものだけでも、**年間約90万人もが人身に対する損害を被っています**。米国同様あるいはそれ以上に、高齢化が進んでいることを考えても、この数値に加味できていない死傷病者は存在し、いくら技術革新が進んでも常に一定数の発生は避けられないことが伺えます。

※負傷者数の多い事故カテゴリー順に掲載

※人身傷害類型に含まれる事故による不死傷者数を各領域に関する統計資料にて再新年度のものを利用し船井総研にて加工・作成

損害保険市場の拡がりと共に注目集まる

実際、2018年現在、損害保険商品の拡充などにみられる損害保険市場の拡大に連動する形で、事故対応の需要が日本において高まっていることをご存知でしょうか？具体的には、**労働災害に関する保険商品においては、損害保険会社各社がここ数年から直近においても新規商品を発売し、その展開に向けて精力的な営業活動を繰り広げています。販売においては、弁護士が協力することも少なくありません。**

これまで、人身傷害領域とみなされる類型としては圧倒的に交通事故案件が多数を占め、故に交通事故分野を業務の中心に据えてきた弁護士の方々が多いのが現状です。**今後は「交通事故を含む人のケガに対応するフィールド」において活躍していくということが、日本においても、一つの専門領域として広がっていく兆しが、日に日に強くなっていると感じる次第です。**



今後は「交通事故を含む人のケガに対応するフィールド」において活躍していくということが、日本においても、一つの専門領域として広がっていく兆しが、日に日に強くなっていると感じる次第です。

“全国トップ事務所が考える人身傷害分野のこれまでとこれから”

弁護士法人サリュ

代表弁護士 平岡将人氏

株)船井総合研究所/交通事故 チームリーダー

堀本悠

堀本(以下堀):弊社主催交通事故人身傷害研究会の監修もいただいている弁護士平岡将人先生に伺います。「**人身傷害弁護士**」というお話をさせていただいていますが、**どのような業務**になりますでしょうか？

平岡弁護士(以下平):「人身傷害」というと色々あります。もちろん、**交通事故、労働災害、学校事故、道を歩いている時の転倒事故や転落事故等々**。世の中にある人身障害ってそもそも何なのかと考えていきますと、結局「**人がケガをしたときにその怪我をどう賠償金へ転化していくか**」という作業になります。

この点は、交通事故でも他の人身傷害分野でも変わりません。非常に奥深い分野だと考えています。というのも、**賠償がどのような基準に照らして正しいのか、その評価が十分に成されていないのです**。

堀:賠償に関する評価基準というのは、日本においてどのように確立してきたのでしょうか？

平:最も古いもので労働者災害補償保険法が昭和22年に成立しましたが、これは戦前の工場法という法律が基準となっています。その後、日本でも自動車の増加に伴い交通事故による死亡者数が日露戦争によるそれを超えた、という話が出てくる中で、自賠責法が昭和30年代にできましたが、これは労災の基準に準拠しました。

例えば外貌醜状に関して言えば、昔、男性の方が等級が低く認定されましたが、京都地裁の違憲判決により労災の基準において男女が平等になった、これが自賠責にも反映されたというように、**労災保険が等級基準に取り入れたことで自賠責基準に反映されて認められるようになるということはある**わけです。

労災、交通事故と同様に等級認定機関が存在するのが「学校」です。学校内の事故で後遺障害が残ったときに調査を行い、後遺障害等級認定を特定機関が行いますが、基準はほぼ労災と同じです。

労災については労働者、つまり、言うまでも無く普通に働ける状態の個人が基準となるということです。ここで持っておきたい観点として、**学生はどうなのか、障害者はどうなのか**です。適用する基準として適正でない可能性があるために、当事務所では判例獲得を通じて自賠責の運用を変えていっています。

堀:賠償制度・仕組みへチャレンジされているということですね。**もう一つの観点**が**医学の専門性**かと思います。

平:そうですね、医学領域に関しては、同研究会や中嶋先生とも過去にご一緒に取り組んできましたが**非常に重要な要素**だと思います。

当法人では、各事務所で整形外科医に顧問を依頼しており、依頼者を診察することはないものの、医療記録や診断画像からその治療期間や方法、後遺障害の残りやすさや、その内容・程度等を相談し、**賠償指針、あるいは、解決指針を共に練っています**。

専門家の言葉をよりの確に理解する、例えば、部位や傷病、投薬、治療、検査等の名称や指し示している内容が分かっているかどうかにより、**結果的に相談者・依頼者の対応においても差が生じる**部分がありますよね。その点で、「餅は餅屋」でありながらも、**法律事務所が医学に取り組むべき理由は明確にある**と考えています。

堀:弁護士法人サリュは、今後どのように人身傷害分野に取組まれていくのでしょうか？

平:人身傷害のあらゆる分野において、まだまだ適正な賠償の実現とは程遠いと思っています。

医学が進歩するのと同様に賠償論も進歩していかなければならないはずで、**法律家は、これまでの賠償理論に拘泥することなく、新たな賠償理論を構築していかなければなりません**。

そのためには、理論の根拠となる医学的な知見、すなわち、裏打ちが不可欠です。今後、ますます**医学と法的な賠償理論のハイブリット**の必要性が高まる、つまり、**医学界と法律家がタッグを組んでいく場面が増える**と思います。そんな潮流を牽引していきたいと思っています！

堀:ありがとうございました！



弁護士法人サリュ
代表弁護士

平岡将人氏

HIRAOKA MASATO

人身傷害弁護士事例①

弁護士としての
「空白マーケット」であり、
圧倒的な「ブランド」

数年前に弁護士会が実施したアンケート結果によると、患者側の医療事件は、特許事件や建築紛争よりと比べても「専門性が高いと感じている」弁護士が多いそうです。専門性が高く、皆が避ける傾向にある領域には、その分チャレンジのしがいがあるはず、と考えました。また、宣伝広告をやりさえすれば誰もが手を出せる領域、というわけではなく、医学×法学という「ブランド」というのも惹かれる部分でした。「隗より始めよ」と大学院の博士課程に行きだしたら、とても面白いと感じ、そのまま事務所の一つの専門領域と位置づけて、今に至っています。

医学が絡むと「事実」が
ただの「事実」ではなくなる

「経験を積んできたベテラン弁護士であれば、事件に対する見込みというのはズレないものです」。ところがベテランだとしても、筋を読み違えてしまうのが医学が絡む事件の特徴。弁護士交代で担当することとなった小児の脳性麻痺の事件では、前任の弁護士が3年半に渡る調停の後、不調に終わったものを、我々で勝ち筋と判断し、その後半年で1億円数千万円で和解に持ち込んだケースもありました。医学は、医学のみでアカデミックな領域、つまり、事実認定をしようにもその背景にある医学領域の基本理解が無ければ解釈を誤ってしまう、難しさと奥深さがあります。

弁護士法人
ALG&Associates

代表

金崎浩之先生



KANESAKI
HIROYUKI

全国9拠点、60名以上の弁護士を擁する法人の代表執行役員弁護士。全国の法律事務所で先駆けて弁護士法人ALG&Associates 医療事業部として医療過誤に特化した事業部を創設し、医療事件に専念できる環境を日本で初めて整えている。

交通事故サイト



<https://koutsujiko.avance-lg.com/>

医療過誤サイト



<https://iryuu-alg.com/>

医学にも精通することで
より広い範囲の救済を実現

現在、弁護士法人ALG&Associatesでは、医療事業部として、医療関連事件を主に受ける弁護士が東京事務所に5名在籍しています。特に医学が絡んでくるような事件類型に携わる弁護士として、多くの医学書に囲まれながら、実際の事件を通じて、専門性を磨いていますが、高度な領域であるからこそ日々の研鑽なくしては適正な被害者救済は困難だと考えています。からこそ日々の研鑽なくしては適正な被害者救済は困難だと考えています。

スポンサー SPONSOR



MEDICAL
RESEARCH

メディカルリサーチ 株式会社

ABOUT

2011年2月創業。創業当初より交通事故の後遺障害認定に関わる画像鑑定をメインとして行ってきた。近年では交通事故案件はもちろん、医療過誤、意思能力鑑定など様々な方面から医学と法律の懸け橋になるべく、常に厳正中立の立場で公正な意見を発信している。現在ではメディカルパートナーとなるドクターは80名を超え、どのような科目の依頼にも対応できるよう窓口を広げている。

人身傷害弁護士事例②

ドクターと「共通言語」を持てる強さで得られる病院側の弁護士としてのキャリア

元々、実家が開業医と医者の家系であったこともあり、病院側・ドクター側にたつ弁護士としてのキャリアを指向してきたところがあります。現在所属する事務所では交通事故事案を多く取り扱って、事件を通じて医学の知識が積み上げてきました。これは、日々の業務において、後遺障害の見立てを正確に立てることに役立ったのはもちろんのこと、ドクターと共通言語を持つことにも繋がり、結果、異なる専門領域を持ちながらも信頼醸成がし易くなるといったメリットがあったように思います。

相談者からの絶対的な信頼を勝ち得るためのツール

弁護士が医学に取り組むという場合、まずは基本的な解剖学と整形外科的治療の基本について押さえる、ということになるかと思います。これらが分かるだけで、例えば初回面談の際に「ドクターにこういう事言われました?」、「こういう治療をされましたよね、それはこういう理由ですよ・・・」といった医学的な想定に紐づけた説明も可能となります。相談者の方にはいつも面談時に「初回面談で決める必要はないですよ、何人か弁護士を回ってきて決めてくださいね」とお伝えするようにしていますが、医学と法律の両方について結びつけながら納得性の高い説明ができる弁護士が多くはない中で、ほとんどの方にお選びいただけているように思いますね。

弁護士法人
よつば総合法律事務所

弁護士

川崎翔先生



KAWASAKI
SHUN

司法研修所62期 平成21年 弁護士登録平成24年
東京で弁護士約50人を対象とした後遺障害認定実務講座のゲスト講師。保険代理店等関連業種に向けた交通事故賠償・後遺症の基礎知識と弁護士等の活用方法といった講演等実績多数。平成29年より、医療機関向けのリーガルサービスに本格参入。

交通事故サイト



<http://www.kotsujiko-yotsubasougou.com/>

医療経営者向けサイト



<https://www.iryokikan-yotsubasougou.com/>

外傷分野・人身傷害分野に今後取り組む弁護士の方には医学知識は必須

外傷の分野に取り組むのであれば、医学的な知識は必須と言って良いと思います。キーとなる後遺障害の適正な認定に向けた見立てをたてるというところの精度を上げるためには、医学的知見があるかないかが結果に大きく影響します。加えて、この領域は協力医の確保が極めて重要となります。協力医と有機的で発展的な関係を築いて行く上でも、最低限の医学知識を備えていくよう努めていただくのが良いのではないのでしょうか。

医療は臓器別に専門家するにとどまらず一層高度化しそれぞれの技術や知識が要求されるようになりました。そこで自分の領域しか診れない医師が実在する中で、チーム医療という言葉が聞かれるようになりました。この言葉は1970年代にシカゴで初めて使われたようですが、これにより役割分担と他科連携が医療の質を高めつまりは患者さんの余命や安全安楽によい影響をもたらします。

しかし、その一方でプロフェッショナル、フリーダム(医師

の裁量権)が許されているのも医療です。このような医療現場の中で起こる過失や過誤に対して、わたしたちメディカルリサーチは厳正中立な医療の視点で中嶋先生を筆頭に約80名の協力医とともに事案解決にあたっています。画像の再読影、意見書作成、医療面談、後遺障害等級精査、労災、死因不明事案などで先生方の事案をワンストップ体制でご支援しています。

2018

MEDICAL LEGAL ACADEMY

2018

人身傷害分野に取り組む弁護士のための医学研修
【頭部外傷編】

東京

2018年
9月22日(土)13:00～

講座	セミナー内容	講師
第1講座 《13:00-13:20》	今、医学知識を 賠償論に活用する意義	株式会社船井総合研究所 チーフ経営コンサルタント 法律グループ 交通事故チーム チームリーダー 堀本 悠 
第2講座 《13:20-14:40》	《頭部外傷の仕組みと鑑定医の法律問題へのアプローチ》 ●解剖学的解説 初級編 ●頭部の画像の読影方法具体的事案を交えて ●交通事故の高次脳機能障害における 後遺障害等級獲得に向けた取り組み ●労働災害、医療過誤事件における頭部外傷へのアプローチ事例	メディカルリサーチ株式会社 顧問医 中嶋浩二氏 
第3講座 《14:40-15:00》	中嶋医師との 意見交換・質問会	参加者
第4講座 《15:10-16:10》	《第一部》 医学と賠償の真ん中で弁護士が果たすべき役割 《第二部》 裁判実務における医学知識の活用 頭部外傷編 —交通事故、学校事故、スポーツ事故等具体的事案のご紹介—	弁護士法人サリュ 代表弁護士 平岡将人氏 
第5講座 《16:10-16:30》	専門性を付加することで新領域を開拓する 弁護士は法律知識に加えて、医学知識を蓄積し、 より高度なプロフェッショナルになることで、 更に多くの人を救って欲しい	株式会社船井総合研究所 シニア経営コンサルタント 法律グループ グループマネージャー 鈴木圭介 

お申し込み方法

どうしても日程が
合わない企業様へ

個別経営相談承ります。TEL:0120-958-270

[平日]
9:45～17:30

□FAXでのお申し込み

本DMに同梱しておりますお申し込み用紙にご記載の上FAXにてお送りくださいませ。

FAX:0120-964-111 [24時間対応]
担当:日田

□WEBからのお申し込み

右記のQRコードを読み取りいただき
WEBのお申し込みフォームより
お申し込みくださいませ。

セミナー情報をWEBからもご覧いただけます。

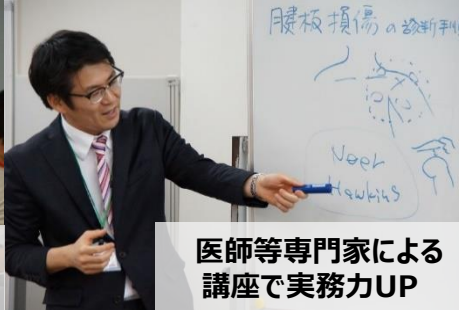




毎回50事務所ほどが参加する



事務所の事案報告
ー参加者みんなで知恵を出し合うー



医師等専門家による
講座で実務力UP

法律事務所

交通事故人身傷害研究会

とは、そして目指すもの

被害者側弁護士が丸丸となって判例の獲得を
目指し、医学・等級認定での業務レベルを向上
させることで、一人でも多くの被害者を救う
ことを使命とした研究会です

交通事故を始めとした、様々な人身傷害分野
について、保険会社側でなく取り組む事務所の
応援をしたい、というのが当研究会の成り立ち
です。2018年2月の発足からこれまで、延べ150
名ほどの皆様にご参加いただけてきました。

この研究会が新しいのは、被害者側に立った
弁護士が知恵と実績と戦術を持ち寄り、被害者
に必要であって十分ではない救済のスタンダー
ドを創造していく、という点です。1つの事務
所では成し得ることが難しくても、力を合わせ
ることで実現できることは多くあります。日本
の被害者救済の現場は、被害者の味方になる弁
護士の先生方にしか変えることはできません。

弁護士だけでできることに拘泥するのではなく
チームとして各領域の専門家と連携してこそ
真の救済が実現できると考えています

弁護士は高い水準での賠償実現を目指す、整
形外科・整骨院は身体の状態を元に近い状態に
戻すことを目指す、脳外科医は病状の重さを正
しく診断することを目指す、保険代理店は契約
者からの信頼を裏切らず喜ばれる処理を目指す、
自動車整備業は少しでも不便さを取り除き金銭
的負担を減じることを目指す…そんな各業界の
専門家・プロフェッショナルとの仲をお繋ぎす
る、繋がる手立てを提供することも、この研究
会の役割です。

先行きが不安な時だからこそ、指標を持ち正し
いやり方で、「師と友」と共に切磋琢磨しなが
ら、生産性を向上させ持続的経営を実現しくべ
く、取り組んでおります

主宰者 株式会社船井総合研究所 交通事故チーム チームリーダー 堀本 悠

交通事故分野	STEP1	STEP2	STEP3	STEP4
交通事故分野売上	3,000万円未満	6,000万円	1億円	3億円
月間紹介数	月平均5件前後	月平均10件未満	月平均10件以上	月平均30件以上
紹介からの受任率	70%	80%	85%	90%
受任における紹介比率	WEBの難易度により 20%~80%	40%前後	65%	70%以上
受任におけるWEB比率	競合 <多>20%~<少>80%	60%前後	50%以下	30%未満
分野担当弁護士数	1人	2~3人	3~4人	10人前後
マーケティングで重視すること	費用対効果の改善	WEBマーケティングの 戦略最適化	チャネルの安定化	チャネルの比率最大化
組織作りで重視すること	事務員の機能最大化/ 代表の覚悟	WEB担当者の設置	弁護士ごとの チャネル担当制	商品・役割ごとの分業 支店の有効化
ポイント	キャッシュコントロール	処理品質の担保	目標達成型組織化	権限移譲
取組むべきこと	マニュアル化 マーケティングDay設置	マーケティングによる 組織マネジメント	まだ取り組めていない チャネル開発	ライン分業体制の構築

参加事務所・ゲスト事務所への感想

研究会参加
のメリット

師と
友づくり

交通事故事務所のゴール・完成形に近いものを見せて頂いたように思います。
体制の整備等大変勉強になりました。(愛知県・代表弁護士)

「やらなさに怠るはいや」、ホントにそうかと思いました。
おつかいどうでした。

(和歌山県・代表弁護士)

このの本もネット検索では知ることができない小情報、知る側からしたら最も知りたい小情報を提供していただきました。
これは逆にいえば本来他人には教えたくないことですが、オープンに提供いただき、ありがとうございました。

他事務所への取り組みを知ることができ、有益でした。
明日からの仕事へのモチベーションが高まりました。

(広島県・支店長弁護士)

(新潟県・支店長弁護士)

前回と同様、サリとさんの書面付の手例紹介がよい。

(茨城県・代表弁護士)

研究会参加
のメリット

事務所での取り組みと連動した感想

業績
向上

代理店連携に関して様々な事例を伺うことができて大変参考になりました。
今後、活動に活かしていきたいと思います。

労災事件の発生や交通事故事業における労災の使い方についても他の先生方が様々なノウハウを共有することができて有意義でした。

(埼玉県・パートナー弁護士)

交通事故分野における保険代理店の開拓に必要の手順が分かりました。
早速、実践に移らして思っています。

(茨城県・代表弁護士)

保険代理店の開拓方法について、聞きたかったところなので、参考になるお話が聞けてよかったです。

(青森県・勤務弁護士)

データの分析と自分の担当分野で()のツヤを把握し(ように意識)と持ち()
(特に売上)

(山口県・パートナー弁護士)

交通事故分野で事務員の活用方法が参考になった。(兵庫県・代表弁護士)

他事業・他業種の専門家への感想

労働局・労基署側からのお話もあり、とても興味深く聞かせていただきました。
(北海道・パートナー弁護士)

普段聞くことができない医師の意見や視点を聞くことができた。
(北海道・代表弁護士)

意見書作成依頼のポイント、MRI画像の見方、健診の仕組みなどが具体的に分かりました。
また、医師の卒直な見解が聞けたのが良かったです。

(神奈川県・勤務弁護士)

白先生に直接質問ができて良かったです。他事務所も同様の悩みを持っていることが知り良かったです。

(東京都・代表弁護士)

研究会参加
のメリット

専門家
連携

開催要項

日時 会場

東京会場

お申込期限 9月21日(金)17:00まで

2018年9月22日(土)

株船井総合研究所 東京本社
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-6
日本生命丸の内ビル21階

JR「東京駅」
丸の内北口
より
徒歩1分

開催時間

13:00
▼
17:00

受付12:30~

諸事情により、やむを得ず会場を変更する場合がございますので、会場は受講票にてご確認ください。また最少催行人数に満たない場合、中止させて頂く場合がございます。尚、中止の際、交通費の払戻し手数料等のお支払いは致しかねますので、ご了承下さい。

ご参加 費用

会員企業様：24,000円（税込25,920円） / 1名様

一般企業様：30,000円（税込32,400円） / 1名様

必ず お読み 下さい

※ご入金の際は、税込金額でのお振込をお願いいたします。

●受講料のお振込みは、お申込み後速やかをお願いいたします。

●ご入金確認後、受講票の案内をもってセミナー受付とさせていただきます。

●万一、開催4営業日前までに受講票の案内が届かない場合や、セミナー開催4営業日前までにお振込みできない場合は、

下記へご連絡ください。なお、ご入金が確認できない場合は、お申込みを取消させていただきます場合がございます。

※ご参加を取り消される場合は、開催日より3営業日(土・日・祝除く)前の17時迄にお電話にて下記申込み担当者までご連絡くださいますようお願いいたします。

それ以後のお取消しの場合は、受講料の50%、当日及び無断欠席の場合は、100%をキャンセル料として申し受けますのでご注意ください。

※会員企業様とは、FUNAIメンバーズPlus、各業種別研究会にご入会中の企業様です。

【WEBからのお申込み】

下記QRコードよりお申込みください。クレジット決済が可能です。受講票はWEB上でご確認ください。

【FAXからのお申込み】

入金確認後、受講票と地図を郵送いたします。お振込みいただいたにも関わらずお手元に届かない場合は、下記担当者までご連絡ください。

お振込先

下記口座に直接お振込み下さい。

三井住友銀行(0009) 近畿第一支店(974)

普通 No.5785276 口座名義：カ)フナイソウゴウケンキュウシヨ セミナーグチ

お振込み講座は当セミナー専用の振込先口座となっております。 ※お振込み手数料はお客様のご負担とさせていただきます。

お問合せ

TEL:0120-964-000

(平日9:30~17:30)

(株)船井総合研究所

■内容に関するお問合せ：堀本

■申込みに関するお問合せ：日田

■お問合せNo. S034984

ご入金確認後、受講票の案内をもってセミナー受付とさせていただきます。

人身傷害分野に取り組む弁護士のための医学研修

FAX:0120-964-111 (24時間対応) 担当：日田

事務所名	フリガナ	代表者	フリガナ	役職	連絡ご担当者	フリガナ
		ご連絡先				
ご住所	〒	TEL	FAX			
ご参加者名	役職	年齢	ご参加者名	役職	年齢	

本セミナーに期待すること(こんな内容を聞きたい、今悩んでいることの解決方法を知りたい等)をお書きください。

ご入会中の弊社研究会があれば☒をお付け下さい。

☐ FUNAIメンバーズ Plus ☐ その他各種研究会(研究会)



お申し込みはこちらから

【個人情報に関する取り扱いについて】

1.申込用紙に記載されたお客様の情報は、セミナーのご案内といった船井総研グループ各社の営業活動やアンケート等に使用することがあります。(ご案内は代表者様宛にお送りすることがあります)法令で定める場合のほか、お客様の承諾なしに他の目的に使用いたしません。

2.お客様の情報管理につきましては船井総研グループ全体で管理いたします。詳しくはホームページをご確認ください。

3.セミナーのご案内時に、いただきました住所・貴社名・部署・役職・ご担当者氏名を船井総研グループが個人情報の管理について事前に調査した上で契約しましたダイレクトメール発送代行

会社に発送データとして預託することがございます。

4.必要となる情報(会社名・氏名・電話番号)をご提供いただけない場合は、お申込のご連絡や受講票の発送等ができない等、お手続きができない場合がございます。

5.お客様の個人情報に関する開示、訂正、追加、停止又は削除につきましては、船井総研コーポレートリレーションズ・顧客データ管理チーム(TEL:06-6232-0199)までご連絡ください。

【個人情報に関するお問い合わせ】

株式会社船井総研ホールディングス 総務部法務課(TEL:03-6212-2924)

検

ダイレクトメールの発送を希望しません ☐

※ご提供いただいた住所宛のダイレクトメールの発送を希望されないときは、☒を入れて当社宛にご連絡ください。